

琉球大学学術リポジトリ

沖縄関係 協定調印に関する反響、意見(2) (沖縄自治体決議、団体個人意見)

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-05 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43570

立法院決議

秘密標記 (赤色)

アメリカ局長 2,164

参事官
北米第一課長

外務省
北米第一課長

第 358 号

昭和 46 年 6 月 24 日

外務大臣 殿

在準備委代表事務所
高瀬 代



早米 (6/28)

送付

- 要処理
- 首席事務官
- 総務 (件名)
- 中
- 調査
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- 対外
- 局庶務

沖縄返還協定調印 (立法院決議)

引用公・電信
日付・番号

往電 647 号

6月18日立法院が可決した「沖縄返還日米協定調印に際し果民の意見を表明する決議」及び協定調印に際し果民の意見を表明する決議」及び協定調印に際し果民の意見を表明する決議」

付添添付 付添郵便 (行) 付添郵便 (DP) 付添郵便 (貨) 付添郵便 (郵)

本信送付先:

本信写送付先:

配付先:

46.6.25

GA-3-1

1697

在外公館

「果民の要求を無視した「返還」協定に抗議し其の返還を東理有る交渉のやり方をし要求する決議案」各一部別添送付

GA-4

外務省

沖繩返還日米協定調印に際し県民の決意を表明する決議

一九六五年八月十九日、戦後初めて沖繩を訪問した佐藤総理大臣は、「沖繩の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとつて戦後が終わつていない」との所信を述べ、その後今日まで、沖繩の施政権返還を国の最高政策として強力に対米折衝を推進し、一九七一年六月十七日、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の調印が行なわれ、ここに民族の悲願として訴え続けてきた願望が名実ともに達成されることになつた。このことは、日米両政府の相互理解と信頼による平和外交の一大成果として、われわれは喜びと感謝の意を表するものである。われわれ百万県民は、ここに日本国民としての誇りと責任を持ち、わが国の崇高なる理想と目的達成に参加し、民族繁栄に寄与するとともに、新沖繩県建設のため、総力をあげて邁進する決意を新たにすることを表明する。

一九七一年六月 日

琉球政府立法院

内閣総理大臣
外務大臣
総務大臣
総務長官
衆議院議長
参議院議長
あて

決議案第十一号

県民の要求を無視した「返還」協定に抗議し真の返還を実現する交渉のやりなおしを要求する決議案

右の議案を決議する。

一九七一年六月十七日

発議者

崎	仲	与	新	森	嵩
浜	松	座	垣	田	原
盛	庸	康	孝	孟	久
永	全	信	善	松	男
吉	岸	古	安	平	知
田	本	堅	里	良	花
光	利	実	政	幸	英
正	実	吉	芳	市	夫

立法院副議長 伊 共 徳 一 殿

県民の要求を無視した「返還」協定に抗議し真の返還を実現する交渉のやりなおしを要求する決議

日米両国政府は、六月十七日沖繩県民をはじめ日本国民の要求を無視した内容の沖繩「返還」協定に調印した。

われわれ県民は、二十六年間アメリカの軍事優先の圧政下にあつて恒久平和の下安全で生活できる沖繩の祖国復帰を勝ち取るために力強くたたかひ続けてきた。県民の復帰要求は、平和な沖繩、豊かな沖繩県づくりである。

しかるに、調印された「返還」協定は、沖繩の施政権を返すという美名のもとに、核の撤去も明記せず、かつ、不当な支配から生じた各種の請求権の放棄、米資産の有償引継ぎ、大幅な軍事基地の提供、特殊部隊、V.O.A等の存続等アメリカの利益、すなわち軍事優先の維持、米軍事基地設定の合法化及び安保条約の強化と変質等となつており、これは引き続き県民に大きな負担と犠牲を強いるものである。これはまた安保条約の実質的改悪に基づく本土の沖繩化であり、危険な軍国主義の道を進もうとするものである。

よつて琉球政府立法院は、かかる沖繩「返還」協定の調印に強く抗議するとともに、日米両国政府が直ちに交渉をやりなおし、真の沖繩全面返還を実現するよう強く要求する。右決議する。

一九七一年六月 日

琉球政府立法院

内閣総理大臣
アメリカ合衆国大統領
あて

秘密表示 (朱印)
平文

部数指示	発信用	執務用	備考
主信	/		/
付	あり(知照)		
願			

発送日 昭和46年6月29日
 処理日
 発信タイプ 検査

文書課長 (印) 公 信 案 (分類)

公 信 番 号 米北1第 1115 公 信 日 付 昭和46年6月29日

起案 昭和46年6月28日

大 区	主 管	起案者	電話番号
政務次官	アメリカ局長	124	2465
事務次官	参事官		
外務審議官	北米才一課長		
外務審議官			
房 長			

協議先

受信者 在米 半場大使 発信者 外務 大臣

写送料先 (希望発送日) 月 日

件 名 公 信 転 報 (沖 縄 返 還 協 定 調 印 に 関 する 立 法 院 決 議)

29 94

GA-2 外務省 回覧番号

米北1第 1115 号
 昭和46年6月29日

在 米 大 使 殿

外 務 大 臣

公 信 転 報 (沖 縄 返 還 協 定 に 関 する 立 法 院 決 議)

本 件 に 関 する 下 記 公 信 (/) 通 を 転 報 す る。

記

46年6月24日 在 沖 縄 高 瀬 大 使 発 本 大 臣 あ て 第 358 号

付 属 添 付

GA-4

外務省

大臣神崎 宛

アメリカ局長 宛
参事官 宛
北米第一課長 宛

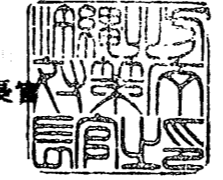
程中

山本 宛
佐藤 宛
長瀬 宛
米俣 宛
山本 宛
山本 宛
(23)

沖繩北対第25/3号
昭和46年7月20日

外務大臣官房長 殿

沖縄・北方対策庁長 殿



沖縄返還日米協定調印に際し県民の決意を表明
する決議について

標記について琉球政府立法院議長から、米国民政府経由で別添
のとおり依頼がありましたので、回付いたします。

米沖
(7/29
23)

- 総務
- 秘書
- 渉外
- 漁業
- 航空
- 科学協力
- 連絡調整
- 調査
- カナダ
- 局庶務



沖縄・北方対策庁

B-5 タイプ用紙24号 (100枚次のリ)

沖縄返還日米協定調印に際し県民の決意を表明する決議

決議第十号

沖縄返還日米協定調印に際し県民の決意を表明する決議

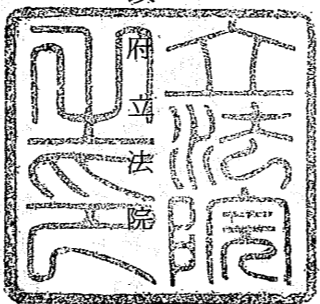
一九六五年八月十九日、戦後初めて沖縄を訪問した佐藤総理大臣は、「沖縄の祖国復帰が実現しない限り、わが国にとって戦後が終わっていない」との所信を述べ、その後今日まで、沖縄の施政返還を国の最高政策として強力に対米折衝を推進し、一九七一年六月十七日、「琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定」の調印が行なわれ、ここに民族の悲願として訴え続けてきた願望が名実ともに達成されることになった。このことは、日米両政府の相互理解と信頼による平和外交の一大成果として、われわれは喜びと感謝の意を表するものである。

われわれ百万県民は、ここに日本国民としての誇りと責任を持ち、わが国の崇高なる理想と目的達成に参加し、民族繁栄に寄与するとともに、新沖縄県建設のため、総力をあげて邁進する決意を新たにすることである。

右決議する。

一九七一年六月十八日

琉球政

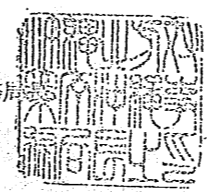


送付
46.7.12
第 260 / 号

沖局第 2522 号
昭和 46 年 7 月 5 日

沖縄・北方対策庁長官 殿

沖縄・北方対策庁沖縄事務所



沖縄返還日米協定調印に際し県民の決意を表明する
決議について

標記について、琉球政府立法院議長より米国民政府経由下記あて
送付方依頼があつたので、よろしくお取り計らい願います。

記

- 内閣総理大臣
- 外務大臣
- 総理府総務長官
- 衆議院議長
- 参議院議長

日本政府

1-4



DEPARTMENT OF THE ARMY
U. S. CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
APO SAN FRANCISCO 96248

IN REPLY REFER TO
HCRI-LN


1 JUL 1971

Mr. Yasumori Kato
Director
Okinawa Bureau of the Okinawa-Northern
Territories Agency
Naha, Okinawa

Dear Mr. Kato:

Enclosed is a copy of Resolution No. 10 passed by the GRI Legislature on June 18, 1971; "A Resolution Expressing the Okinawan Prefectural People's Firm Resolve on the Occasion of Signing the Japan-U.S. Agreement on Okinawa's Reversion to Japan." The Speaker of the Legislature and the Chief Executive have formally requested that the above resolution be forwarded through appropriate channels to the Japanese addressees.

Sincerely yours,


D. Q. BUCKLEY
LTC AGC
Chief of Administration

Encl
Res. #10

LEGISLATURE OF THE GOVERNMENT OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the Speaker
Naha, Okinawa

GRI-L(PS)-123

June 21, 1971

SUBJECT: Forwarding of Resolution

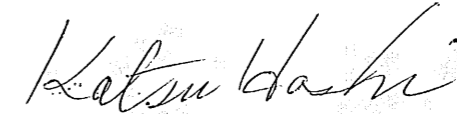
TO: High Commissioner of the Ryukyu Islands

The Legislature of the Government of the Ryukyu Islands adopted Resolution No. 10, "A Resolution Expressing the Okinawan Prefectural People's Firm Resolve on the Occasion of Signing the Japan-U. S. Agreement on Okinawa's reversion to Japan, " as inclosed herein, at the session of June 18, 1971.

The resolution is addressed to the addressees mentioned below. Request that you will forward a Japanese copy of the resolution to each addressee.

ADDRESSEE

Prime Minister of Japan
Minister of Foreign Affairs
Director-general of Prime Minister's
Office
Speaker, House of Representatives
President, House of Councilors


KATSU HOSHI
Speaker, Legislature of the Ryukyu
Islands